

研究データの保存等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、研究活動における不正行為への対応等に関する規程第4条第3項に基づき、研究データの対象、保存期間、保存方法等を定めることを目的とする。

(研究データの保存対象)

第2条 保存の対象となる研究データは、次に掲げるもののうち、論文等で発表をした研究開発成果の真正性等を説明するために必要となるものとする。

- (1) 文書、数値データ、画像データ等の資料
- (2) 実験試料

(保存期間)

第3条 研究データの保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 文書、数値データ、画像データ等の資料については、原則論文等発表時から10年間
- (2) 実験試料については、原則論文等発表時から5年間

2 前項の規定にかかわらず、保存が困難なものについては、廃棄することができるものとする。この場合、論文等を発表した職員等は、廃棄する研究データの種類、保存が困難な理由、廃棄年月日等を記録しなければならない。

(保存方法)

第4条 論文等を発表した職員等は、その研究開発成果の真正性等の説明を可能とするような適切な方法で保存を行わなければならない。

(異動等における研究データの取扱い)

第5条 論文等を発表した職員等の転出や退職に際して、当該職員等の所属長は、研究データの所在の確認や追跡を可能とするような措置を講じなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成28年9月15日から施行する。